## 電気通信大学利益相反マネジメント委員会規程

平成17年 2月 9日 改正 平成17年 4月 1日 平成19年 4月 1日 平成20年 4月 1日 平成21年 4月 1日 平成22年 4月20日 平成24年 5月22日 平成26年 2月26日 平成28年 3月23日 平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学利益相反ポリシーに基づき利益相反を適正に管理するため、電気通信大学利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」という。) に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (審議事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 利益相反ガイドラインの制定及び改廃に関すること。
  - (2) 利益相反防止に関する施策の策定に関すること。
  - (3) 利益相反に関する自己申告及びモニタリングの審査に関すること。
  - (4) 利益相反問題発生時の対応に関すること。
  - (5) 利益相反に関する研修及び啓発活動に関すること。
  - (6) 利益相反マネジメントポリシーの見直しに関すること。
  - (7) その他本学の利益相反マネジメントに関する重要事項に関すること。

## (委員)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 学長が指名する理事又は職員
  - (2) 産学官連携センター長
  - (3) 大学院情報理工学研究科から選出された専任教授 1人
  - (4) 学外の有識者 2人
  - (5) その他委員長が特に必要と認めた者
- 2 学長が必要と認めるときは、前項第1号の者を2人指名し、そのうちのひとりを第5条の2に定める副委員長とすることができる。

(任期)

第4条 前条第1項第3号から第5号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の者をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。 (副委員長)
- 第5条の2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、前条第3項の者と して、その職務を代行する。

(会議の開催)

- 第6条 委員会は、原則として年1回開催するほか、必要に応じて開催する。
- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。 (委員以外の者の出席)
- 第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。 (専門委員会)
- 第8条 委員会は、第2条に掲げる事項について調査・検討を行う必要がある場合は、専 門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。 (アドバイザリーボード)
- 第9条 委員会の専門的アドバイザー機関として、利益相反マネジメントアドバイザリーボード(以下「アドバイザリーボード」という。)を置く。

(アドバイザリーボードの役割)

- 第10条 アドバイザリーボードは、第2条に掲げる利益相反に関する事項のうち、委員会から付託された事項について、専門的見地からアドバイスを行う。
- 2 前項に定めるもののほか、アドバイザリーボードは、役職員等の利益相反問題に対する相談に応じる。

(アドバイザリーボードの構成)

- 第11条 アドバイザリーボードは、委員長が指名する座長及び委員をもって組織する。
- 2 前項の委員には、学外の有識者を含むことができる。
- 3 座長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任 者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員等の義務)

- 第12条 委員会委員、専門委員会委員及びアドバイザリーボードの構成員は、その任期中 及び任期終了後において、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 第7条により委員会に出席する者及び委員会の事務に携わる者は、前項の規定を準用 する。

(事務)

第13条 委員会の事務は、学術国際部研究推進課が行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

- この規程は、平成17年2月9日から施行する。
- この規程は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 附 則
- この規程は、平成24年5月22日から施行する。 附 則
- この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。 附 則
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。